

所得制限限度額表

1 子ども・妊産婦・ひとり親家庭

(単位：千円)

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
子どもの保護者 妊産婦本人又は保護者	2,720	3,100	3,480	3,860	4,240	4,620
ひとり親の父母	1,920	2,300	2,680	3,060	3,440	3,820
ひとり親の配偶者 又は扶養義務者	2,360	2,740	3,120	3,500	3,880	4,260

(所得制限限度額の加算額)

- 1 子ども、妊産婦又はひとり親家庭(父母)の所得判定の場合
 - ① 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 10万円
 - ② 特定扶養親族1人につき 15万円
- 2 ひとり親家庭(配偶者・扶養義務者)の所得判定の場合
老人扶養親族1人につき 6万円

(所得から控除する額)

雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額、配偶者特別控除額
 社会保険料控除(一律8万円)、ひとり親控除(35万円(ひとり親の父母は控除無し))
 障害者控除(1人27万円)、特別障害者控除(1人40万円)
 寡婦(夫)控除(27万円(ひとり親の父母は控除無し))、勤労学生控除(27万円)
 肉用牛の売却による事業所得の免除、公共用地取得による土地代金等に係る特別控除

2 重度心身障害者(児)

(単位：千円)

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
本人	3,954	4,334	4,714	5,094	5,474	5,854
扶養義務者等	6,637	6,886	7,099	7,312	7,525	7,738

(所得制限限度額の加算額)

- 1 本人の所得判定の場合
 - ① 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 10万円
 - ② 特定扶養親族1人につき 25万円
- 2 扶養義務者の所得判定の場合
老人扶養親族1人につき 6万円

(所得から控除する額)

雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額、配偶者特別控除額
 社会保険料控除(本人は全額、扶養義務者は一律8万円)
 障害者控除(1人27万円(重度本人は控除無し))、特別障害者控除(1人40万円(重度本人は控除無し))
 寡婦(夫)控除(27万円)、ひとり親控除(35万円)、勤労学生控除(27万円)
 肉用牛の売却による事業所得の免除、公共用地取得による土地代金等に係る特別控除

※令和3年度(令和2年中)以降の給与所得及び公的年金等に係る所得については、
所得金額の合計から10万円を差し引いた額で判定をします。